

平成27年西東京市教育委員会第6回定例会会議録

- 1 日 時 平成27年6月23日（火）
開会 午後2時00分 閉会 午後3時26分
- 2 場 所 保谷庁舎4階 第3会議室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 委 員 長 竹 尾 格
委員長職務代理者 宮 田 清 藏
委 員 森 本 寛 子
委 員 高 橋 ますみ
委 員 米 森 修 一
教 育 長 江 藤 巧
- 5 出席職員 教 育 部 長 櫻 井 勉
教 育 部 特 命 担 当 部 長 南 里 由美子
教 育 企 画 課 長 早 川 礼 成
学 校 運 営 課 長 等々力 優
教 育 指 導 課 長 田 中 稔
統 括 指 導 主 事 西 川 幸 延
指 導 主 事 宮 本 尚 登
教育部副参与兼教育支援課長 渡 部 昭 司
社 会 教 育 課 長 岡 本 範 子
公 民 館 長 伊 田 昌 行
教育部主幹主幹（公民館）兼芝久保公民館分館長 矢 澤 吉 男
教 育 部 副 参 与 兼 図 書 館 長 奈 良 登喜江
- 6 事務局 教 育 企 画 課 企 画 調 整 係 長 倉 本 直 子
教 育 企 画 課 企 画 調 整 係 主 査 和 田 克 弘
- 7 傍 聴 人 2人

平成27年西東京市教育委員会第6回定例会議事日程

日 時 平成27年6月23日（火） 午後2時から
場 所 保谷庁舎4階 第3会議室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第45号 西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 3 議案第46号 西東京市社会教育委員の委嘱及び任命について
- 第 4 議案第47号 西東京市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 第 5 請願第1号 平成27年度教科書採択（歴史・公民分野）への要望
- 第 6 報告事項 (1) 平成27年度西東京市立学校教育研究奨励事業 研究指
定校・研究奨励校・研究奨励教員グループ一覧
(2) 児童虐待防止に関わる教育委員会の取組
(3) 平成26年度教育相談状況
(4) 平成26年度西東京市公民館事業実績報告書
(5) 平成26年度西東京市図書館事業実績報告書
- 第 7 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成27年第 6 回定例会
(6 月 23 日)

午 後 2 時 00 分 開 会

議事の経過

○竹尾委員長 ただいまから平成27年西東京市教育委員会第6回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は宮田委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○竹尾委員長 それでは、本日は宮田委員にお願いいたします。

○竹尾委員長 日程第3 議案第46号 西東京市社会教育委員の委嘱及び任命について及び日程第4 議案第47号 西東京市文化財保護審議会委員の委嘱については、人事に関する案件ですので、一括して審議したいと思います。

日程第2 議案第45号 西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○江藤教育長 議案第45号 西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則、の提案理由を説明申し上げます。

本議案につきましては、図書館利用者に関する登録業務及び個人情報の管理を適正に行うため、貸出しの対象者を明確化する必要が生じたことにより、規則の規定整備を行うことを本定例会に提案するものでございます。

詳細につきましては事務局より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○奈良図書館長 議案第45号 西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則、につきまして、教育長に補足して説明申し上げます。

はじめに、一部改正案を提案するに至った経緯について説明いたします。

平成24年度に実施された情報セキュリティ内部監査において、図書館利用者に関する個人情報の管理について指摘を受けたことから、管理の適正化を図るとともに、あわせて貸出しの対象者を明確化するなど、その他必要な規定整備を行ったものでございます。

恐れ入りますが、お手元の議案第45号関係資料、西東京市図書館設置条例施行規則新旧対照表を御覧ください。

表の右側が現行、左側が改正案となっております。

現行の第2条第2項の中に「団体」とありますが、文言の説明がないため、改正案では定義を明記したものでございます。

第5条につきましては、現行では「(貸出し登録)」として、第1項では利用カードの発行について、第2項では登録の資格についてとしているものを、改正案では「(貸出しの登録等)」として、登録に関する事項について必要な規定を整備したものでございます。

次ページをお願いします。

改正案の第4項では、開館以来登録されている個人情報のデータのうち、登録要件に該当しない情報も保持していることから、登録の有効期限を設け、個人情報の適正な管理をする

ものでございます。

第5条の2、第5条の3、第5条の4では、登録の更新、変更、抹消について手続を規定いたしました。

第6条では、利用カードの紛失について、新たに共通利用カードについても規定を加えました。

次に、新たに第6条の2で貸出しの手続について規定を定めました。

次のページを御覧ください。

様式第1号から様式第3号についてでございます。こちらは改正文の5ページを御覧ください。

本年10月1日に中央図書館新町分室を廃止することに伴いまして、新町分室の項を削り、様式第3号を改正したものでございます。

再び新旧対照表を御覧ください。

最後に附則でございます。

施行日としましては、新規登録者に対して利用カードの有効期限の設定を開始するため、平成27年11月1日としております。

附則の2では、現在の登録者に対して、平成28年3月1日から登録資格の再確認を開始いたします。

以上、規則の改正内容でございます。

簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

○竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○宮田委員 最初に、指摘を受けたから改正しましたと説明されたと思うのですが、どういう指摘を受けたのでしょうか。

○奈良図書館長 西東京市では利用カードの登録の有効期限というものを設定しておりませんでしたので、その有効期限を設定することによって登録資格要件に合うような個人データを保持するという環境に整備したものでございます。

○森本委員 要するに、いつまでも図書館がデータを抱えていないようにするという考えでよろしいのでしょうか。刷新していくということ。

○奈良図書館長 そのとおりでございます。

○森本委員 質問ですけれども、学校は本の貸出しが年度内から学期内というふうな変更になっていますけれども、それについては何か意図があったのでしょうか。

○奈良図書館長 学校の場合は、学年が進学することによって、卒業したりですとか学級編制が変わったりとか、状況が変更しますので、団体貸出しとして様式第2号として定め、1年間の有効期限は以前より設定しておりました。

○森本委員 学期内というのは1学期、2学期、3学期ということですか。

○奈良図書館長 貸出しの運用方法として学期内という設定をさせていただいています。登録の有効期限は、団体貸出しに関しては1年間と――

○森本委員 年度で大丈夫ということですね。

○奈良図書館長 はい。

- 竹尾委員長 私から質問していいですか。図書館の利用カードというんですか、私も持っているんだけど、あれを更新していかなくちゃいけないんですか。
- 奈良図書館長 データの制度とか、登録要件に合っていないということもありますので、データの精査をしていくということで登録の更新をさせていただきます。
- 森本委員 多分更新で皆さん混乱されるというか気が付かない方が多いと思いますが、その辺の広報とかはどのような形で進められますか。
- 奈良図書館長 有効期限を設定する11月1日からというのは、これは新規の登録者に対してデータを5年間ということで入力するということを始めます。現在登録をされている方については、3月1日から開始をするように今から周知を始める予定でございます。
- 森本委員 今現在持っている人は3月1日に改めてある程度の一定期間内で更新手続きをしなければいけないということですね。変な言い方ですけども、その更新手続きを過ぎてしまったら、今持っているカードは自然に無効になってしまうということによろしいですか。
- 奈良図書館長 具体的には、貸出しをするときにその有効期限に該当する方には画面に出るように、まずお知らせができるようにシステムの改正をいたします。
- 宮田委員 そういう有効期限を設けることによって、今まで有効期限がないと、本を持っていったら返さなくても、また借りられたりする可能性があると思うんですが、誰がいつ持っていったかが明確になってくると、あなた、返していないからだめですよとか、そういうことまで言えるんですか。自動的にいつでも、有効期限が切れたら返さないような人でもまた継続できるようになるんでしょうか。
- 奈良図書館長 詳細の運用につきましては今詰めているところではございますが、今委員がおっしゃったように、そういった不正な貸出しをしないような方法を今考えております。
- 高橋委員 更新するときに、45日前から有効期限の日までに館長に提示しなければならないとありますけれども、この45日前になったらお知らせとか、そういったことはどうなっていますか。
- 奈良図書館長 貸出しをするときに、先ほど申し上げたようにシステムでのつくり込みをいたしまして、ポップのような形でお知らせをするということになっています。
- 高橋委員 デザインは変わるんでしょうか、カードの。
- 奈良図書館長 利用カードはそのまま番号も全てお使いになっていただくので、住所の確認だけをするような御案内をいたします。
- 竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第45号 西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

- 竹尾委員長 日程第3 議案第46号 西東京市社会教育委員の委嘱及び任命について及び日程第4 議案第47号 西東京市文化財保護審議会委員の委嘱について、一括して議題といた

します。提案理由の説明を求めます。

- 江藤教育長 議案第46号 西東京市社会教育委員の委嘱及び任命について及び議案第47号 西東京市文化財保護審議会委員の委嘱について、提案理由を一括して説明申し上げます。

西東京市社会教育委員について、現在の委員の任期は平成27年6月30日に満了となり、次期の委員の委嘱及び任命を行う必要がございます。また、西東京市文化財保護審議会委員についても、現在の委員の任期が平成27年6月30日に満了となり、次期の委員の委嘱を行う必要があるため、教育委員会事務委任規則第2条第8号の規定に基づき提案するものでございます。

なお、次期委員の任期につきましては、ともに平成27年7月1日から平成29年6月30日までの2年間でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

- 宮田委員 これは中学校校長さんをお辞めになっても続けられるのでしょうか、役職でなっているのでしょうか。

- 岡本社会教育課長 中学校と小学校と、それぞれ御依頼をしておりますので、2年ごとの任期で。退職をされた方になるということはございません。

- 竹尾委員長 いや、今の質問はね、その任期中に退職する方は――

- 宮田委員 退職する可能性がある人を選んでいないでしょうねと、そういうことです。これはなぜかという、山田先生も退職されて何年かたっているんですね。

- 竹尾委員長 定年になってね。

- 宮田委員 ええ。それで、あと2年任期があれば別にいいのですが、ないのに初めからそういう方を選ぶのはいかがかなと思ったもので。個人的なことであれば明保中学校校長を退職してもなっていて。私は山田先生個人が悪いとは思っておりませんので結構なんですけれども、役職指定でなっているんだとしたら、私は初めから退職しない方になっていただいたほうがよろしいのではないかと思った次第ですが、その点は確かめてありますか。そういう質問です、具体的に言うと。

- 岡本社会教育課長 こちらにつきましては、それぞれの校長会のほうに御依頼をさしあげて委員となっていておりますので、そのような内容でこちらは受け取っております。

- 竹尾委員長 指導課長、何かありますか。

- 田中指導課長 任期としましては、本年度、54歳、55歳になられますので、本年1年をもって御退職の予定になっております。

- 宮田委員 54歳。

- 田中指導課長 64歳です。任期満了になっております。

- 宮田委員 初めから任期を全うできない方を選ぶというのはいかがなものかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

- 岡本社会教育課長 委員の御意見を踏まえまして、校長会と相談をしてみたいと思っております。

- 竹尾委員長 校長会に推薦を依頼したのはいいんだけど、校長会もそういう――

- 宮田委員 だから2年間とちゃんと言ってあるのかどうなのか、どういう依頼の仕方をした

のですかと。やっぱり2年はいて――長くはないですよ、2年というのは。これが10年と言ったらしようがないんだけど、2年ですから。そのぐらいのことは考えて推薦をいただく。

○竹尾委員長 今の指導課長の話だと、2年の間に退職する可能性が強いわけね。

○田中指導課長 はい。

○竹尾委員長 それは問題だね、そうなる。校長会も問題だけどさ。

○岡本社会教育課長 大変失礼いたしました。山田先生におかれましても、そのような形でなっていたらということでございますけれども、校長先生としての任期と、それから社会教育委員としての任期というところに差がございますので、山田先生が御退職をされる場合には、新たな先生の御依頼をさしあげてまいりたいというふうに考えております。

○竹尾委員長 そこで退職したら社会教育委員も辞めるということですね。

○岡本社会教育課長 はい。

○竹尾委員長 それでいいのかな。そうすれば、そこでまた補充をするなり――

○宮田委員 それでやむを得ないから今回はいいのですが、次からは。私は、任期のお願いの仕方がはっきりしないからこういうことが起こると思うんですよ。少なくとも2年ぐらいは継続してやっていただける方を校長会で御推薦くださいということをお願いすべき。何でもかんでも誰でもいいですからやってくださいとお願いするからこういうことが起こっているんじゃないかと思うんですけれども。

○岡本社会教育課長 御意見を踏まえまして、そのように対応してまいりたいと思っております。

○米森委員 委員の中で再任の方とか新しくなる方の割合といいますか、そこら辺はどういうふうになっていますか。

○岡本社会教育課長 今回の委員におかれましては、新たになられた方はお一人となっております。

○竹尾委員長 どの方ですか。

○岡本社会教育課長 市民公募の原田光久さんでございます。

○宮田委員 ずっと山田先生はやっておられたんだ。

○竹尾委員長 やっていたんだね。

○岡本社会教育課長 はい。前任もされていました。

○竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第46号 西東京市社会教育委員の委嘱及び任命について、を採決いたします。
原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

これより議案第47号 西東京市文化財保護審議会委員の委嘱について、を採決いたします。
原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

- 竹尾委員長 日程第5 請願第1号 平成27年度教科書採択（歴史・公民分野）への要望、を議題といたします。

事務局から補足説明をお願いいたします。

- 田中指導課長 それでは、私から請願第1号につきまして、補足説明をさせていただきます。
教科用図書の採択は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号及び西東京市教育委員会事務委任規則第2条第10号により教育委員会の職務権限として行われるものであり、その採択事務は西東京市立小中学校教科用図書採択事務要綱に基づいて公正に行われるものであることを補足させていただきます。

以上です。

- 竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

本案件につきましては、これから教育委員会の中で具体的な検討を進めていくということでもありますから、教科書採択までに時間がございますので継続して審査していくのがよろしいのではないかと思います。

以上のことからお諮りいたします。

請願第1号 平成27年度教科書採択（歴史・公民分野）への要望、につきましては、継続審査といたしたいと思いますので、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 竹尾委員長 異議なしと認めます。

請願第1号 平成27年度教科書採択（歴史・公民分野）への要望、は継続審査と決定いたしました。

- 竹尾委員長 日程第6 報告事項に入ります。質疑は後ほど一括して行いますので、まず説明をお願いいたします。

平成27年度西東京市立学校教育研究奨励事業 研究指定校・研究奨励校・研究奨励教員グループ一覧、を議題といたします。

- 西川統括指導主事 私から平成27年度西東京市立学校教育研究奨励事業 研究指定校・研究奨励校・研究奨励教員グループ一覧、についての概略を報告させていただきます。

本事業につきましては、西東京市教育計画に基づいて、各校の特色に応じた実践的な研究を実施しております。

まず、研究指定校につきましては、昨年度から引き続きの2年次校が5校ございます。

保谷第一小学校は「「できた」「楽しい」「みんなで」運動が好きな体育学習」をテーマに研究を進めております。栄小学校は「「自分大好き！栄の子」－自分のよさを認め、自己肯定感をはぐくむ授業・活動の工夫－」をテーマに研究を進めております。田無第二中学校は「自尊感情を高める指導の工夫」をテーマに、自己肯定感に関する研究を進めております。保谷第二小学校、柳沢中学校は、「小・中の円滑な接続を図る学習スタンダードの確立～言語活動の充実を通して～」をテーマに小・中連携教育を進めております。

本年度に研究指定校として新たに指定いたしました1年次校は4校ございます。

東小学校は「体力の向上を図る体育学習を目指して」をテーマに研究を進めております。上向台小学校は「考える力を伸ばす算数指導」をテーマに研究を進めております。住吉小学校（特別枠）は「笑顔いっぱい心豊かな外国語活動」をテーマに英語教育・ICTの活用に関する研究を進めております。保谷中学校は「心と身体」、「知識」と「実践」のつながりを考え、豊かにたくましく生きる力を育む」をテーマに、オリンピック・パラリンピック教育に関する研究を進めております。

そのほか研究奨励校6校、研究奨励教員グループにつきましては1グループを指定しております。

以上でございます。

○竹尾委員長 次に、児童虐待防止に関わる教育委員会の取組、についてを議題といたします。

○田中教育指導課長 それでは、私から、平成27年度における児童虐待防止に関わる教育委員会の取組、につきまして、教育指導課に関わる部分を説明いたします。

それでは、配付いたしました資料を御覧ください。

表面の1、児童虐待防止に関わる各学校の対応方法の明確化より説明いたします。

こちらに記載されております（1）児童虐待防止に関わる校内委員会の実施から（5）生活指導主任を中心とした対応のうち、（2）児童虐待防止に関わる校外委員会の実施は平成27年度の取組でございますが、それ以外のものにつきましては平成26年度中より既に全校で始められております。

まず、（1）児童虐待防止に関わる校内委員会の実施につきまして説明いたします。

この対策は、当該校には児童虐待対応の明確な組織や担当者を配置していなかったことが児童虐待という認識での管理職の判断や組織的な対応に至らなかったという検証によるものであります。記載のとおり、全市内公立小・中学校におきまして児童虐待に特化した校内委員会を月2回程度開催し、児童虐待に関わる情報及び対応策について共通理解を図るものであり、本委員会の委員は、管理職、生活指導主任、養護教諭、教育相談担当教員、その他校長が必要と認める教員で構成することとしております。

次に、（2）児童虐待防止に関わる校外委員会の実施について御説明いたします。

こちらは平成27年度よりの取組でございます。児童虐待についての発見、対応は学校内のみで行われるのではなく、他機関との情報交換を行い、なるべく複数の視点から見た情報で判断していく必要があるという課題解決のためであります。具体的に学校は、管理職、生活指導主任、民生委員・主任児童委員、その他校長が必要と認める者で構成する校外委員会を学期1回程度開催し、児童虐待に関わる関係機関や地域社会と連携した対応策や取組を検討していくものでございます。

次に、（3）学校生活台帳の運用について説明いたします。

こちらの対応策は、教育委員会の皆様から御提案いただきましたもので、一人の小さな気づきを複数の教員で共有し、個々の小さな情報をつなぎ合わせることで確かな認知に変えるための仕組みであります。具体的な内容でございますが、教員が児童虐待、あるいは児童虐待の疑いを含む児童・生徒の小さな変化に気付いたとき、公務パソコン上にある学校生活台

帳に具体的な内容を記載いたします。記載後はパソコンの閲覧板機能を活用し、全職員で情報を共有することで、児童・生徒の小さな変化を見逃さないようにしながら、組織的な対応に結びつけるものでございます。

次に、（４）要保護児童対策協議会への参加について説明いたします。

子ども家庭支援センターのどかは、これまで学校に対して要保護児童対策協議会への連携を推進してまいりました。本事案は、校内で児童虐待として取り扱われず、連携することには残念ながら至りませんでした。今後さらに顔の見える関係を構築するために、管理職は必ず要保護児童対策協議会に参加し、学校が知り得た児童虐待に関わる情報を提供するとともに、関係機関と連携した対応を協力して行うように取り決めました。

次に、（５）生活指導主任を中心とした対応について説明いたします。

今回の事案におきまして、校内に児童虐待対応の明確な位置付けがされた担当者がいなかったため、いじめや不登校などの生活指導上の課題と同じ視点で学校は対応してしまい、不登校状態になったときに、児童虐待の可能性を考慮した対応に至らなかったという組織体制上の課題が指摘されました。このことを受けまして、各学校の児童虐待担当を生活指導主任と正式に位置づけ、生活指導主任を中心として、子ども家庭支援センターのどか等関係機関との連携を深め、自校における児童虐待の情報を集約するとともに、組織的な対応を行うことといたしました。

以上、５点が各学校での児童虐待防止に関わる対応として、より一層の充実を図ってまいります。

続きまして、新規の取組。２、正当な理由がなく連続して欠席している児童・生徒に関わる対応の方法「西東京ルール」の明確化について説明申し上げます。

今回の事案では、当該生徒は昨年６月運動会後不登校になりましたが、担任によるアプローチにもかかわらず、家庭訪問、そして本人の確認には至りませんでした。また、児童虐待事案とは異なりますが、本年２月、神奈川県川崎市で発生した中学生殺害事件でも、長期欠席状態に入った後、家庭訪問等を十分に行わなかったことが課題として指摘されております。

西東京市では、このような悲しい事案の未然防止に向け、児童・生徒の生命、身体に重大な被害が及ばぬよう対応するため、家庭訪問や関係機関との連携を学校が躊躇なく行えるよう、西東京市独自のルール「西東京ルール」を正当な理由なく欠席している児童・生徒に対して適用することといたしました。

それでは、「西東京ルール」の内容につきまして説明いたします。

図表の中でございます。

正当な理由がなく児童・生徒が３日連続して欠席した場合、学級担任は管理職に報告いたします。また、５日連続欠席した場合、家庭訪問を行い、児童・生徒に直接会い、欠席の状況を確認いたします。さらに７日連続欠席をし、直接本人と会えない場合や児童・生徒の状況に緊急性を感じた場合は教育委員会に報告いたします。報告を受けた教育委員会は、学校から詳細を聞き取り、必要と判断した際は教育委員会に統括指導主事を中心として、子ども家庭支援センター、あるいは教育支援課等を含めた対応チームを設置いたします。チームは情報収集を早急に行うとともに、対応策についての協議を行います。チームは欠席日数が１０

日連続になる日を目途に、警察、児童相談所に報告し、対応要請をいたします。なお、特に危険が切迫している可能性が高い事案や、保護者の対応に今回のように不自然さを感じる事案と判断した際には、このルールにとらわれることなく、市教育委員会や子ども家庭支援センターのどか等に報告し、協働して緊急な対応に入ります。

これらの約束、決まりを「西東京ルール」といたしております。今後、適切な運用を指導いたしてまいります。

続きまして、新規の取組である児童虐待防止に関わる感受性等を高める教員研修（西東京プログラム）の実施について説明いたします。

今回の事案におきましては、教員の児童虐待を認知する感受性や児童・生徒を理解する包括的な視点という課題が判明しております。今回、教育支援課と連携いたします。そして、これらのことを受け、本年度より教員の経験や力量、役割など個々の状況に即した児童虐待防止に関する研修プログラム、西東京プログラムを行います。内容は、1、児童・生徒理解及び保護者との連携を深める研修と、2、児童虐待の正しい理解と認識を深める研修から構成されているものを実施いたします。

既に、1年次教員、転入をしてきた教員等を対象とした児童虐待の正しい理解と認識を深める研修を5月8日に実施いたしました。参加につきましては、対象者148名のうち対応等がなかった140名の受講者がこの研修に参加しております。また、先日、6月11日（木曜日）に明保中学校におきまして、生徒指導主任対象の児童・生徒及び保護者理解研修が実施されております。そのほかの研修も、今後、順次開催の予定となっております。

続きまして、児童虐待に関わる学校情報のデータベース構築につきまして説明いたします。

昨年の教育委員会での御提案を受け、学校からの児童虐待に関わる報告書の内容を集約し、その状況、傾向等をまとめ、定期的に学校にフィードバックすることを目的に、教育指導課にデータベースを立ち上げました。稼働しました昨年10月より5月末日までで35件の報告が寄せられております。そのことにつきましてデータベース入力は終了しております。データは、学校種、発生月、虐待加害者、虐待の4種類、発見者、対応状況につきまして、その傾向が確認できる状況となっております。今後は、西東京市としての状況や分析結果等、各学期当初の校長会、副校長会、生活指導主任会等で周知していく計画となっております。

私からは最後に、新規事業であるスクールアドバイザーの設置につきまして説明をいたします。

学校と教育委員会、西東京市立学校におけるいじめ、児童虐待または重大な事故発生等により迅速かつ親身な支援を行うため、本年度、学校教育において管理職経験のある専門嘱託員を教育指導課に配置し、児童虐待が発生した際には関係機関と連携をとり、問題解決に当たる体制を整えました。本年度は1名教育指導課に配置しまして、現在大変精力的に活動しております。なお、勤務日数につきましては月16日勤務となっております。

以上、私からは教育指導課の事業につきまして説明いたしました。

○渡部教育支援課長 それでは、続きましてスクールソーシャルワーカーの配置時間の拡大について説明いたします。

これは、平成26年度まで1名で週4時間の勤務から、スーパーバイザーを含めまして4名、

週3日に拡大し、派遣型による対応に加えまして小・中学校を巡回する体制といたしました。当市におきましては、問題の背景を的確に見立てること、これが重要であること。さらに、教育相談センターの臨床心理士との連携が重要であるとの考えから、臨床心理士資格を持ち、家庭相談員、教育相談の経験者といたしたところでございます。子どもたちが生活の中で直面する、学校内だけで解決することが困難な事例に対しまして、関係機関との連携を図りながら解決に向けて支援を行っていきたいと思います。

次に、スクールカウンセラーの市独自配置でございます。これは新規のものになります。

東京都の配置するスクールカウンセラーを補助する役割といたしまして、児童数700名以上の大規模小学校、中原小学校、向台小学校、上向台小学校になります。週半日から1日、必要に応じて柔軟に対応できるような配置にする体制といたしました。

以上でございます。

○竹尾委員長 次に、平成26年度教育相談状況を議題といたします。

○渡部教育支援課長 平成26年度教育相談状況について報告させていただきます。

先に表につきまして説明をさせていただきます。

左縦軸に相談種別として五つの種別に分け、それぞれ横軸に件数、括弧内は新規件数、相談の回数、終結件数、主な内容及び件数になっております。終結件数は開始と終了が明確に確認される必要があることから、一般教育相談と就学相談のみ記載しております。

それでは、報告に入らせていただきます。

相談種別、一般教育相談でございます。

相談者が教育相談センターに来所し、心理カウンセラーによって行われる相談でございます。件数441件、うち新規249件、相談延べ回数6,881回、終結件数221件になります。主な内容といたしましては、適応指導教室入室関係、不登校、集団不適応などの相談となります。

続きまして、電話相談でございます。

件数157件、相談延べ回数191回。主な内容といたしましては、不登校、学業不振などの相談となります。ここでは電話のみの相談を記載しております。匿名での相談もございます。また、相談の中には来所につながることもあり、その場合の件数は一般教育相談、また就学相談での件数に移行することから、この数には含めておりません。

次に、緊急・臨時相談でございます。

主に学校長、教員からの相談、また子ども家庭支援センター、児童相談所など他の関係機関との連携調整になります。件数121件、相談延べ回数572回。主な内容としましては、不登校、虐待などの相談になります。

次に、小学校巡回相談でございます。

市から希望する小学校14校に心理カウンセラーを月2回巡回して行う相談でございます。件数527件、相談延べ回数1,400回でございます。主な内容としましては、集団不適応、おちつきなしなどの相談になります。

次に、就学相談でございます。

特別支援学校及び特別支援学級、固定級、通級への就学・転学相談がございます。件数256件、うち新規234件、相談延べ回数1,918回でございます。終結件数は213件となります。

相談件数合計1,502件、相談延べ回数1万962回でございます。

昨年度の比較や特徴などのまとめといたしましては、数値的な変化といたしまして相談件数の合計は前年度比351件、約30.5%の増加となります。内容といたしましては、相談種別全項目に関しまして20%以上の増加となり、特に緊急臨時相談、小学校巡回相談が約50%と大幅な増加となっています。このように、相談全体で増加傾向にありました。

次に、傾向といたしまして、一般教育相談では、不登校、集団不適應、自閉症・自閉傾向などを主訴とする相談が増加いたしました。不登校に関しましては、学校だけの対応でなく、教育相談センターと連携することが定着してきているとうかがえます。また、集団不適應につきましては、対人関係においてトラブルを起こすなどの相談のほかに、他者との関わりを避けていたり、またできないというタイプの不適應に関する相談が増えているところがございます。また、自閉症・自閉傾向については、自閉症というものが一般に取り上げられる機会が増えたことから、その傾向に関する疑いによる相談に至るケースが増えているところがございます。

続きまして、電話相談でございます。

電話相談は、学業不振や心障児の進路を主訴とする相談が増加しました。これらの相談は、学校からの保護者への働きかけにより増加しているものと考えております。本来は来所での相談につながる必要がある場合もございますが、保護者がもう一歩踏み出せずに電話相談で終わってしまっていることがうかがえます。

続きまして、小学校巡回相談でございます。

小学校巡回相談は、集団不適應、おちつきなし、情緒不安定、学業不振、親子関係などが増加いたしました。集団不適應は一般教育相談と同様に他者との関わりを避けたり、できないというタイプの不適應に関する相談が増えているところです。また、授業参加に課題のある児童の相談が多く、おちつきなし、学業不振などが主訴としてあらわれております。親子関係につきましては、虐待というまでではありませんが、保護者の養育の問題が児童・生徒の課題と密接に関係している事例などの相談が増えているところです。

続きまして、就学相談でございます。

就学相談は転学の相談、小学校就学と通級・入級相談が増加している状況です。転学に関しましては、校内支援の中で、気づきから適切な就学に結びつけていることがうかがえます。また、小学校就学につきましては、保護者に就学相談を受けやすい状況をつくるため、就学相談を受けることが就学支援委員会への申請に直接つながるものではないことを、こどもの発達センターひいらぎでの説明会や保育園への支援アドバイザーの派遣などによりまして周知したことなど、就学前期間との連携の強化によるものと考えております。今後につきましては、さらに子どもやその家庭についての理解に基づく方針の決定と、適切な支援など、相談の充実を図るとともに、臨床心理士による専門性の高いカウンセリングやプレイセラピーなどの心理的援助を充実させること、また学校や関係機関との連携を図りながら相談事業を推進していきたいと考えております。

裏面につきましては、相談の主訴別に集計したものになります。御参照いただければというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○竹尾委員長 次に、平成26年度西東京市公民館事業実績報告をお願いします。

○伊田公民館長 私からは、平成26年度公民館事業実績について報告させていただきます。

配付させていただいた資料を御用意ください。

まず、6館全体の数値を報告させていただきます。

公民館主催事業につきましては、6館全体で94件実施し、延べ2万2,006人参加しております。部屋の利用につきましては6館全体で延べ2万5,211件、27万5,196人が利用し、利用率は74%となっております。前年度は72%でございましたので、2ポイント増となっております。

続きまして、各館の実績につきまして、お手元の資料により説明させていただきます。

恐れ入りますが5ページをお開きください。

柳沢公民館の主催事業でございます。「くるみ学級（障害者学級）」など15件実施し、延べ4,349人参加いただいております。

恐れ入りますが6ページをお開きください。

柳沢公民館の利用状況につきましては、2、公民館の利用に関する事項、（1）利用状況の合計を御覧ください。利用件数4,111件、利用率が85%、延べ利用者数5万8,719人となっております。

恐れ入りますが9ページをお開きください。

田無公民館の主催事業でございます。「あめんぼ青年教室」など19件実施し、延べ5,227人参加しております。

恐れ入りますが10ページをお開きください。

利用状況につきましては、2、公民館の利用に関する事項、（1）利用状況の合計を御覧ください。利用件数4,904件、利用率79%、延べ利用者数5万7,258人などとなっております。

恐れ入りますが12ページをお開きください。

芝久保公民館の主催事業でございます。「ちいさな展示会 講習会」など17件実施し、延べ3,129人参加をいただいております。

13ページをお願いします。

利用状況につきましては、2、公民館の利用に関する事項、（1）、利用件数3,083件、利用率59%、延べ利用者数2万7,781人などとなっております。

恐れ入りますが15ページをお開きください。

谷戸公民館の主催事業でございます。「障がいを持つ人と共に学ぶ講座 みんなで音楽を楽しもう」など16件実施し、延べ6,393人参加いただいております。

16ページをお願いします。

利用状況につきましては、2、公民館の利用に関する事項、（1）、利用件数3,957件、利用率76%、延べ利用者数4万499人などとなっております。

18ページをお願いします。

ひばりが丘公民館の主催事業でございます。「キッズ日本文化体験教室～和紙ちぎり絵・茶道～」など13件実施し、延べ1,869人参加しております。

19ページをお開きください。

利用状況につきまして、2、公民館の利用に関する事項、(1)、利用件数4,351件、利用率70%、延べ利用者数4万6,765人などとなっております。

21ページをお願いします。

保谷駅前公民館の主催事業でございます。「世代間交流講座 囲碁にチャレンジ！」など14件実施し、延べ1,039人参加しております。

22ページをお願いします。

利用状況につきましては、2、公民館の利用に関する事項、(1)、利用件数4,805件、利用率77%、延べ利用者数4万4,174人となっております。

6館全体を見ましても非常に利用率が高いところとなっておりますが、そういった中で、柳沢公民館は対前年1,036人利用者数が減少しておりますが、これにつきましては、昨年11月より翌年3月までの間、公民館内のトイレ改修に伴い、会議室の一部が利用できなかったための減となっております。そのほかの部分につきましては、自然増及び自然減となっております。

以上でございます。

○竹尾委員長 次に、平成26年度西東京市図書館事業実績報告書を議題といたします。

○奈良図書館長 平成26年度の図書館事業実績について、お手元の実績報告書に沿って報告いたします。

恐れ入りますが、1ページを御覧ください。

1の基本指標ですが、3行目の一日平均貸出し冊数は7,723冊となり、前年度より4%の減少となっておりますが、6行目の登録者一人当たりの貸出し数は44.1冊となり、前年度より2.8%の増加となっておりますことから、読書をする市民としない市民の二極化が進んでいると推測しております。

2の図書購入に関する事項につきましては、図書購入費5,894万7,037円により、3万5,884冊、前年度比較6.5%増の図書を購入いたしました。これにより、3の所蔵図書に関する事項の合計欄79万7,636冊の蔵書となっております。

4の貸出し利用登録者に関する事項につきましては、恐れ入りますが2ページ目を御覧ください。

平成26年度内に1回以上貸出し利用された登録者の合計は5万593人、そのうち市民の登録者は3万8,762人、登録率は19.5%となり、前年度と比べて約3%減少しています。

続きまして、5の(1)個人貸出し冊数につきましては、年間223万1,453冊となり、前年度に比べて0.8%の増加となっております。これは、前年度よりも開館日数が多かったことによりです。

3ページ目をお願いいたします。

5の(5)図書の団体貸出しに関する事項につきましては、保育園、児童館、学童クラブ、小・中学校に貸出した冊数が6万5,282冊、前年度と比較して8.2%の増加となっております。

6のハンディキャップサービスに関する事項につきましては、利用者数は87人、そのうち障害のある方が57人、肢体不自由な方が30人、団体は2団体となっております。

7の図書の除籍に関する事項につきましては3万1,489冊の図書を廃棄いたしました。

8の行事に関する事項でございますが、児童対象行事の開催延べ回数が428回、参加延べ人数が5,348人。成人対象行事の開催延べ回数が14回、参加者が367人となっております。

簡単ではございますが、図書館事業実績について報告とさせていただきます。

○竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○米森委員 虐待防止の委員会のところ、大きな2番の正当な理由がなくでの正当な理由の判断なんですけれども、これは、学校はどういうエビデンスとか、どういうプロセスでされるのかお伺いしたいんですけれども。

○田中教育指導課長 主に、例えば、教育相談に関わっていたり、あるいは病気であるということが確認されている状態、これ以外はおおよそ危ないケースということで、私どものほうに報告させるように、今、指導をしているところであります。

○宮田委員 虐待なんか随分いろいろお考えで、これで防げれば大変いいと思っております。それで、2日とか5日とか7日とかというお話が中に入ったのですが、現状でこういう状況になっている児童というのはいらっしゃるのでしょうか。

○西川統括指導主事 現在のところはおりません。

○宮田委員 その理由はどうして——いや、ないことはいいことなんです。まさか見逃していないでしょうねということと、いろいろ対策しているからそういうことがないのか。何かちゃんと分析はなさっておりますか。

○田中教育指導課長 まず、こういう報告は受けています。このような形で西東京市のルールが始まったから、今まで会えなかったんだけれども、是非会わせてもらいたいと、そのようなことで学校がアプローチしたところ、長い間会えなかった子どもに会えたというような報告は受けております。

緊急的な要件として、今、統括指導主事から報告させていただいたとおり、まだ何か対応チームが発足されて動いた事例はありませんけれども、少なくとも3日で管理職に報告、あるいは5日で家庭訪問というものにつきましては、各学校で敢行されていると思いますが、改めましてその実施状況につきましては、あらゆる場で確認していきたいと考えております。

○宮田委員 是非ときどきお願いいたします。

○森本委員 本当にいろいろなことをやっていただいていると思います。あと、スクールアドバイザーの先生がとてもよく動いてくださっているし、のどかとの連携もうまくいっているのかなというふうに感じています。

すみません、スクールソーシャルワーカーの動きがいまいちよく見えないんですけれども、具体的にどんなことをやっていらっしゃるか教えていただけますでしょうか。

○渡部教育支援課長 スクールソーシャルワーカーにつきましては、現在、随時派遣で、4月以降4回、それから定期的な巡回で、今、5校回ったところです。そのような中で、各回で扱ったケースとして、今、15件のケースについて相談を受けているところでございます。

○森本委員 アドバイザーさんとかスクールソーシャルワーカーさん、スクールカウンセラーさんも、当然のどかと連携していかなければいけないと思うんですけれども、そういう方たちが集まる場みたいなのはあるのでしょうか。

- 渡部教育支援課長 スクールアドバイザー、それからスクールカウンセラーなどについて、今後、その連携については検討して、さらに深めていく必要があると考えております。
- 宮田委員 児童虐待防止に関わる感受性等を高める教員研修で、百八十何名かのうち140名しか受けていない。ですから、2割ぐらいが受けていないわけですね、180人のうち140人――
- ――
- 森本委員 148分の140人。
- 宮田委員 148分の140。じゃあ、ほとんどですが、8名の方はどうされているのでしょうか。
- 田中教育指導課長 全て学校から報告がありまして、緊急的な子どもへの対応が発生したということで来られないという連絡を事前に受けましたので、来年度開催の分に必ず参加する、あるいは参加者からしっかりと話を聞くということで、本年度につきましては対応が進んでおります。
- 高橋委員 新規の取組について。西東京ルール、西東京プログラム、それからスクールアドバイザーの配置についていろいろなやっていただいて、大変ありがたいと思います。その中でも、私はやはり児童虐待の感度を高めていくということが非常に大きな深刻な課題と受けとめています。5月8日に市民会館で児童虐待防止研修会を行っていただいたときに、やはり子ども家庭支援センター長の方が話しておられたんですが、とにかく変だなという感覚を大切にしてほしいとおっしゃっていました。その変だなという感覚がまさに虐待を疑う感覚だと思うんですけども、それが本当にすぐ身につくものではないと思いますので、例えば、そういう場面に何度か直面した先生方であれば用心という形で感度が高くなったりするかと思いますが、それ以外であれば、やはり研修などで繰り返し啓発して、心がけることによってしか身についていけないと思うんですね。ですので、今回そういう状況において新たに市の独自の取組として、スクールアドバイザーという大変経験豊かでいらっしゃって、中学校の管理職経験のある方に専門の嘱託員として各方面との連携をとっていただけるということは、本当に非常に西東京市にとって有意義な取組だと思います。とても势力的に活動して下さっているということですので、比較的自由に動ける立場ということでもいらっしゃるので、今後とも是非御活動いただきたいと思います。今後、スクールアドバイザーという方を増やしていくというようなお考えについてはどのように考えていらっしゃいますでしょうか。
- 田中教育指導課長 本年度、新規事業でありますので、本年度の活用状況、あるいは学校からのニーズを総合的に判断しまして、今後の増員等につきましては研究していきたいと思っております。
- 高橋委員 とても有意義なお立場なんですけれども、どなたでもできるというような役割ではないですね。よろしくお願いいたします。
- 森本委員 先日、明保中での研究授業とその研修を兼ねた人権課題ということでの授業をやっていただいたんですけれども、その中で、のどかの方が直接いらっしゃって子どもたちに声をかけてくださったというのは、とてもよかったなと思っています。今までも、そのときにも子どもたちから、割と、何かあったら誰に相談するっていうので、普通にスクールカウンセラーという言葉が出てきていたんですね。それも、スクールカウンセラーも最初配置さ

れたときって子どもたちになじみが薄かったと思うんですけれども、それがだんだん定着してきたんだなということをすごく感じたんです。それで、やっぱり子どもたちの話を聞いていますと、何かあっても、やっぱり相談できないという子がたくさんいるということもよくわかりましたし、そういう意味では、やっぱり学校内にあるスクールカウンセラーと学校外であるのどかというのはちょっと立場が違うので、また新たな相談相手として子どもたちにちゃんと浸透していくといいなと思ったんです。

それで、やはり中学生から始めるんじゃないくて、小学校の低学年のときからのどかというものがあるよというようなことを当たり前のように子どもたちに教えていくというか、こういう場所があるよということを知って、のどかも子どもたちが当たり前に使え場所みたいに認知されていくといいかなと思うので。直接来て、「何かがあったら私がいます。」っておっしゃったんです。やっぱりそれってすごく子どもたちにとっては心強いことだと思うので、そういうことを直接言っていて、こういう人がいるんだということをちゃんと見られたということがよかったなと思うので、そういう機会を各学校で、小学校でも持っていたけるといいなと思うんですけれども、現実的にはそういうのはやはりちょっと厳しいとか、全校回るとかというのは大変なことなんでしょうか。

- 田中教育指導課長 今回の研修ですけれども、実際の小さなショート事例を使いまして、それを子どもたちが考えながらどこに相談をしていけばいいのか、相談できない理由は何なのかということを自ら考える授業でした。当然中学生用につくりました事例ですので、こちらにつきましては、当然小学校の低学年、小学校の中学年、高学年では別の事例をつくらなければなりません。今回、生活指導主任の方全員をお呼びしてやっていく一つのきっかけにしましたのは、やはり各学校の実態に応じてやっていっていただきたいという私たちの思いもあります。それ以降の、直接子ども家庭支援センターの方がお話しいただくか、あるいは学んだ方が自ら子ども家庭支援センターのどかのことを紹介いただくか、やり方は複数あると思いますので、さまざまなやり方を研究していくきっかけになりましたので、今後さらに研究を深めていきたいと思っています。
- 高橋委員 事務的なことなんですけれども、児童虐待に関わる学校情報のデータベースを構築されているということなんですけど、ここには公務パソコンにある学校生活台帳からも情報が上がってくることはありますでしょうか。また、その上がってくるがあるとしたら、それはどういう順番で、どなたが上げるというような決まりは設けていらっしゃるでしょうか。
- 田中教育指導課長 まず、このシステム上の二つについての相関性はありません。なので学校で入れたものが私どものところに入ってくるというものではありません。システムとしましては、小さな気づきがやがて虐待の疑いにつながったと。これにつきましては確実にのどかとの対応が始まりますので、それについては私どものところに入ってくる。つまり虐待の疑いがある、あるいは虐待である。そして、のどかとの連携した対応が始まった、これが入ってきますので、最終的な出口としての私どものデータベースになっていくというものでございます。
- 宮田委員 本の話のほうに移らせていただきますが、除籍冊数が3万1,000冊あるということですが、その内容はということなんでしょうか。

- 奈良図書館長 図書館のほうでは除籍をするための基準を設けておりまして、利用頻度の落ちたもの、それから破損、汚損しているものなどが中心になります。
- 宮田委員 なくなったものというのは除籍にはならないのでしょうか。
- 奈良図書館長 所在の不明のものというのも含まれております。
- 宮田委員 そうしますと、そういうのはどのぐらいパーセンテージであるんですか。
- 奈良図書館長 今、ちょっと詳細のデータは持っておりませんので、確認をしてお知らせするようにいたします。
- 宮田委員 図書館で何を借りたかわかるわけで、万引きのように持っていっちゃうのもあると思うんですけども、そういうことに関してペナルティーみたいなのはあるんでしょうか。
- 奈良図書館長 I C タグのシステムを保谷駅前が開館したときに入れまして、それからは持ち出しの使用が大幅に減りました。所在不明というのはただの持ち出しではなくて、やはり本棚が混んでいてちょっと整理のし切れないものがその状態では不明になって、後にまた検査をしたときに出てくるということもあって、純粹に盗まれたということ、持ち出されたというのはかなり減りました。
- 米森委員 図書館の関連で、三鷹と武蔵野に視察に行かれていますけど、何か特徴が——武蔵野はあるような気がするんですけども、三鷹と武蔵野の視察の目的というのはどういうことなんですか。
- 奈良図書館長 図書館協議会で年に1度視察を行うんですが、今回、三鷹の南部図書館というところが開館しまして、新しい図書館ということで地域館のものなのですが、それを見に行きました。2階に、あそこには正式名称を忘れてしまって申し訳ないのですが、多文化の語学留学生が集う文化共生センターでしたか、あるんですね。そうしたちょっと特別なコレクションもございましたので、それを見させていただいたという、その御案内もさせていただきました。
- あと、武蔵野市の中央図書館に関しましては、前年度、武蔵野プレイスという武蔵境にある武蔵野市の図書館を見学に行ったのですが、そのときに、やはり書庫が、中央図書館がとても素晴らしいというお話がありまして、それを受けて、是非委員の方が見たいということで、その書庫を見させていただいてきました。
- 森本委員 教育研究奨励事業についてなんですけれども、なかなか、いつもやっぱり小学校は学校でやっぱり研究がしやすいんだと思うんです。中学校というと、なかなか研究というやりにくいんだとは思いますが、この小学校の教員グループのように中学校でも横断的に何かの科目についての教育研究をしていくというようなことというのは、実際には行われているんでしょうか。そういう機会はないんでしょうか。
- 西川統括指導主事 研究奨励グループでは今回ありませんけれども、市の中学校教育研究会とか、そういったところで研究を進めているということがあります。
- 森本委員 そういうグループには各学校の先生、皆さんが所属していらっしゃるものなんですか。何か中学校は、よくその辺がなかなか見えづらいんですけども。
- 西川統括指導主事 中学校は必ず教科の先生方が全員集まって、研究を進めております。
- 竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

以上で報告事項を終わります。

○竹尾委員長 日程第7 その他、を議題といたします。教育委員会全般について御質問を受けたいと思います。——質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

以上をもちまして平成27年西東京市教育委員会第6回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午 後 3 時 11 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員